

佐倉市長 蕨 和雄 様

佐倉市監査委員 山 口 勉

佐倉市監査委員 松 田 和 哲

佐倉市監査委員 川名部 実

平成30年度財政援助団体等監査報告

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり提出する。

記

第1 監査の対象団体及び所管課

1 補助金交付団体

(1) 佐倉商工会議所

所管課 産業振興部産業振興課

2 公の施設の指定管理者

(1) 臼井三町会（老人憩の家うすい荘指定管理者）

所管課 福祉部高齢者福祉課

(2) 千代田地区社会福祉協議会（老人憩の家千代田荘指定管理者）

所管課 福祉部高齢者福祉課

(3) 志津南地区社会福祉協議会（老人憩の家志津荘指定管理者）

所管課 福祉部高齢者福祉課

第2 監査の主眼及び方法

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、団体の種別により以下の観点に基づくほか、佐倉市監査事務処理規程に準拠し、試査による照合・質問・分析等、通常実施すべき手続きを選択適用した。

なお、着眼点は以下のとおりである。

1 補助金交付団体

(1) 補助金等に係る申請手続きは、適正に行われているか。

(2) 補助金等に係る事業は、目的に沿って計画的に執行され効果を上げているか。

(3) 補助金等に係る会計経理は、適正に行われているか。

(4) 補助金等の精算は、適正に行われているか。

2 公の施設の指定管理者

(1) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

(2) 公の施設の利用促進のための努力はなされているか。

(3) 公の施設の管理に係る会計経理は、適正に行われているか。

(4) 事業の実施は、事業計画書に基づいて適切に行われているか。

3 所管課

(1) 補助金等に係る交付手続きは適正に行われているか。

(2) 補助金等交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

(3) 指定管理者に対し、適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

第3 監査の日程

平成30年7月17日から平成30年11月16日まで

第4 監査の範囲

1 財政的援助にかかわる出納及び事務

2 団体の出納及び事務

第5 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務遂行に一層努力されたい。

※指摘事項 : 法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求める事項もしくは経済性、効率性、有効性の観点から改善、検討を求める事項（措置結果の報告を求める）

※意見 : 法令等に照らしては違反や不備、不適切事項には当たらないが、事務の進め方における工夫や努力、改善によっては今以上に経済性や効率性、有効性が向上すると見込まれる事項について、市の組織及び運営の合理化に資するため、監査委員の提言として表明する事項（対応状況の報告を求める）

1 補助金交付団体

(1) 佐倉商工会議所に関する事項

ア 指摘事項

(ア) 補助金の額の確定事務について（産業振興課）

平成29年度補助金確定について、総合振興事業及び商工振興事業補助金の算定方法誤りにより、商工会議所に誤った額の「補助金確定通知書」を送付していた。このため、商工会議所へ返還金が正当額に比し1,000円少なく通知され、その結果、商工会議所へ1,000円多く支払われていることが認め

られた。概算払いの精算に当たっては、額の確定事務に慎重を期し、再発防止に努められたい。

(イ) 補助対象事業及び補助対象経費の設定について（産業振興課）

商工会議所に対する事業補助金については、補助対象事業及び補助対象経費の設定が大雑把で、補助による効果測定が困難な状況にある。補助対象事業の設定については、市が求める事業目的を明確にし、かつ、補助対象経費については、当該事業の遂行に必要な不可欠なものとするなど佐倉商工会議所事業補助金交付要綱の見直しをされたい。また、補助金の額の確定に当たっては、事業目的に沿った支出かを厳格に査定されたい。

イ 意見

(ア) 常議員の交通費の支出根拠について（佐倉商工会議所）

常議員に対して交通費を支給しているが、何ら規程のないまま慣習化している。費用弁償的な色彩が強いことは理解できるが、支出根拠の明確でない支出は経理の透明性を欠くこととなるので、早急に支出根拠を明示されたい。

(イ) 商工振興事業の補助金の事業評価について（佐倉商工会議所）

商工振興事業費中、各商店連合会や商店会、業種組合等に対して毎年補助金を支出しているが、効果の程が定かでない。各団体から単に決算報告を求めるだけでなく、事業評価を行い、継続的な補助が必要かの効果測定をされたい。

(ウ) 商工業振興基金の活用について（佐倉商工会議所）

佐倉市は商工業振興基金として多額の基金を商工会議所に拠出しているが、その運用益は商工会議所の一般会計に繰り出され、一般会計のもと商工会議所の運転資金として費消されている。しかし、「佐倉市商工業振興基金運用規程」によると、基金設置の目的は、佐倉市の歴史的景観としての町並み保存整備、商店街が共同で実施する事業等に対する補助、その他商工業の振興を図るための事業に対する補助等が主であり、運転資金としての費消は想定していない。現況の低金利下では運用益の確保が難しい局面は予想されるが、市民の限りある財産である基金を有効に活用するためにも、本来あるべき補助対象事業を描いて、その積立にするなど長期的な視野に立った執行をされたい。

(エ) 経営改善普及事業について（産業振興課）

平成29年度決算報告書の商工業振興事業のうち、青年部及び女性会の活動経費だけを抽出して「経営改善普及事業」として別建てで補助対象事業項目を設けて補助している。しかし、内容は商工業振興事業の一環としての研修会・講習会関連の事業費が中心であり、商工業振興事業の補助対象経費と

何ら変わりなく、当該事業が経営改善普及事業としてふさわしいか疑義がある。佐倉市の将来の商工業を担う青年部等に対する補助金であるならば、明確に補助事業目的を設定して、その対価としての補助事業とされたい。

2 公の施設の指定管理者

(1) 臼井三町会に関する事項

ア 指摘事項

(ア) 独自事業の事前承認について（臼井三町会）

佐倉市と事前に取り交わした利用料金承認書にない独自事業については、佐倉市老人憩の家うすい荘の管理に関する協定書（以下、臼井三町会の項において「協定書」という。）第14条であらかじめ市に計画書を提出し、承認を得なければならないとしているが、計画書の提出がないまま実施されていた事業があった。今後は、協定書を遵守して事業の実施に当たられたい。

イ 意見

(ア) 施設管理について（臼井三町会）

老人憩の家うすい荘は、開館日の10時から17時頃までは管理人が不在となっており、協定書第13条に定める管理業務が十分に果たされているとはいいがたい。事前申込した利用者以外の者の侵入や無断利用、さらに火災等危急時のリスク対応に万全が図られていないことから、速やかに対応策を講じられたい。

(2) 千代田地区社会福祉協議会に関する事項

ア 指摘事項

特になし。

イ 意見

特になし。

(3) 志津南地区社会福祉協議会に関する事項

ア 指摘事項

(ア) 独自事業の事前承認について（志津南地区社会福祉協議会）

佐倉市と事前に取り交わした利用料金承認書にない独自事業については、佐倉市老人憩の家志津荘の管理に関する協定書（以下、志津南地区社会福祉協議会の項において「協定書」という。）第14条であらかじめ市に計画書を提出し、承認を得なければならないとしているが、計画書の提出がないまま実施されていた事業があった。今後は、協定書を遵守して事業の実施に当たられたい。

(イ) 管理上必要な区画について（高齢者福祉課）

老人憩の家志津荘については業務基準書の規定により指定管理者が管理上必要な区画として使用できる範囲として事務室、1階和室（6畳）、納戸が指定されている。他の老人憩の家では事務室と納戸または押入れが指定されているだけであり、志津荘についてさらに和室も指定する必要性は少ないと思われる。実際に、当該和室は志津南地区社会福祉協議会が老人憩の家設置目的と異なる独自事業「愛あいサービス」を展開するに当たって会議室として利用しており、志津南地区社会福祉協議会の備品等の置場としても独占的に年間を通じて利用されていることが認められた。管理上必要な区画として使用されているとは認めがたいので、1階和室（6畳）については老人憩の家の設置目的に沿った活用を図られたい。

イ 意見

(ア) 施設管理について（志津南地区社会福祉協議会）

老人憩の家志津荘は、開館日の10時から17時頃までは管理人が不在となっており、協定書第13条に定める管理業務が十分に果たされているとはいいがたい。事前申込した利用者以外の者の侵入や無断利用、さらに火災等危急時のリスク対応に万全が図られていないことから、速やかに対応策を講じられたい。